

小谷村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

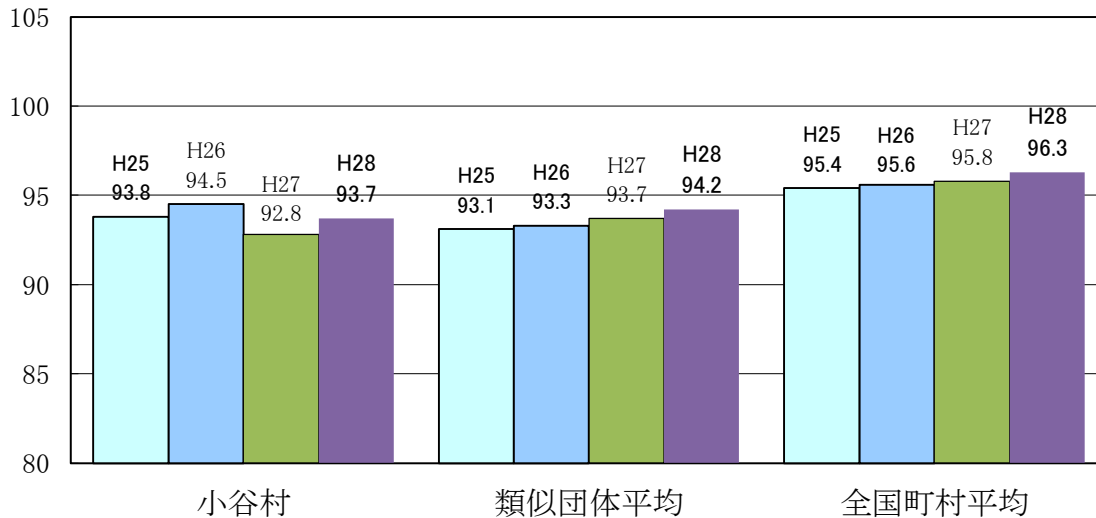
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
27年度	人 3,033	千円 5,151,623	千円 59,541	千円 609,705	% 11.8	% 14.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 57	千円 183,452	千円 17,789	千円 75,339	千円 276,580	千円 4,852	千円 5,424

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。 若年層については、据置き。高齢層については最大4%引下げ。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
--

② 地域手当の見直し

実施内容 国の対象地域でなく、引き続き支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項 特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小谷村	40.9 歳	297,800 円	318,240 円	319,581 円
長野県	45.3 歳	338,946 円	400,134 円	374,885 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	41.6 歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小谷村	52.3 歳	4 人	255,200 円	259,800 円	262,563 円	—	—	—	—
長野県	58.2 歳	18 人	274,948 円	295,401 円	288,323 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	3 人	263,894 円	292,218 円	277,644 円	—	—	—	—

*年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給料月額」(国比較ベース)の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		小谷村	長野県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	186,300 円	176,700 円
	高校卒	142,100 円	151,500 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	127,700 円	146,800 円	— 円
	中学卒	123,900 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	258,700 円	292,200 円	351,200 円
	高校卒	241,200 円	— 円	312,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	256,400 円

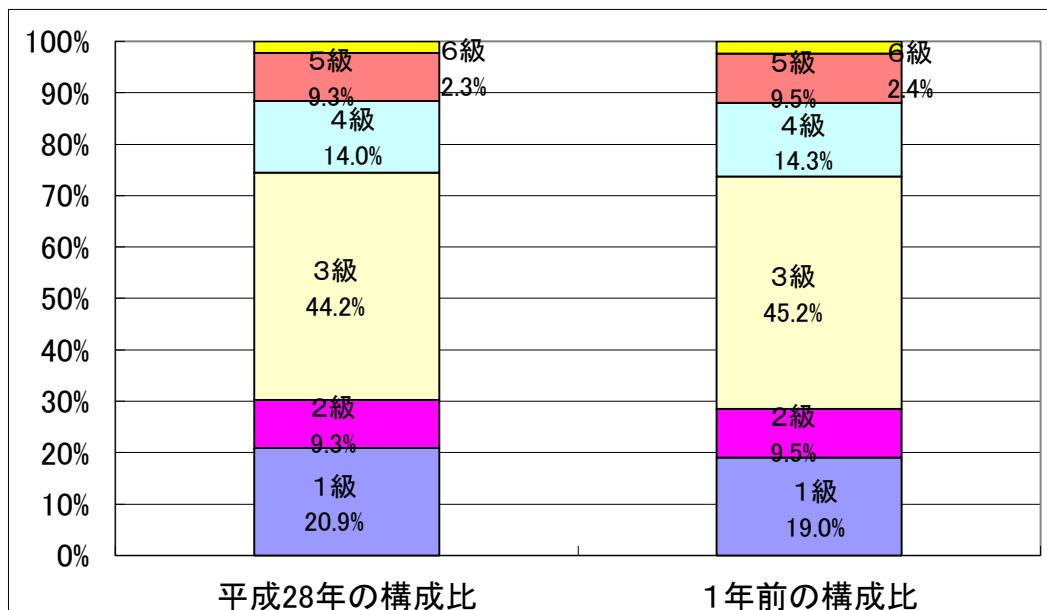
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補又は主事	9 人	20.9 %	140,100 円	246,100 円
2 級	主任	4 人	9.3 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主査又は係長	19 人	44.2 %	226,400 円	348,800 円
4 級	主幹又は課長補佐	6 人	14.0 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課長	4 人	9.3 %	286,200 円	391,800 円
6 級	参事	1 人	2.3 %	317,000 円	409,000 円

(注)1 小谷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの運用	小 谷 村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 谷 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,282,000 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,678,000 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%、管理職加算15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%、管理職加算10%～25%

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 小谷村における*は、課長職の支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの運用	小 谷 村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

小 谷 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.445 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.583 月分	勤続25年	29.145 月分	34.583 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	7,909 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)				82 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)				1,485 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)				8.8 %
手当の種類(手当数)				5種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防疫	作業1日につき400円	
塩素取扱手当	塩素滅菌業務に従事する職員	塩素滅菌作業	1回 150円	
毒劇薬等取扱手当	毒劇薬を直接扱う業務に従事する職員	毒劇薬を直接扱う業務	1日につき400円	
特殊自動車運転手当	特殊自動車の運転に従事する職員	特殊自動車の運転	作業1日につき300円	
自動車運転手当	大型自動車の運転に従事する職員	大型自動車の運転	距離が75キロメートル以上の場合 500円 距離が40キロメートル以上75キロメートル未満の場合 400円 距離が40キロメートル未満の場合 300円	

(4) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	6,673千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	117千円
支給実績(前年度決算)	18,933千円
職員1人当たり平均支給年額(前年度決算)	332千円

(5) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	5,867千円	231,600円	
	区分	手当の額				
	配偶者	13,000円				
	配偶者以外	6,500円				
	1人(配偶者なし)	11,000円				
	特定期間の加算	5,000円				
住居手当	区分	手当の額	同	1,996千円	277,200円	
	家賃に応じて	上限 27,000円				
通勤手当	距離(km)	手当額	同	3,064千円	66,000円	
	2km未満	不支給				
	2km-5km	2,000円				
	5km-10km	4,200円				
	10km-15km	7,100円				
	15km-20km	10,000円				
	20km-25km	12,900円				
	25km-30km	15,800円				
	30km-35km	18,700円				
	35km-40km	21,600円				
	40km-45km	24,400円				
	45km-50km	26,200円				
	50km-55km	28,000円				
55km-60km	29,800円					
60km以上	31,600円					
管理職手当	職名	支給割合	異	2,321千円	386,400円	
	参事	42,200円				
	課長	32,000円				
	総務課庶務係長	23,200円				
管理職員特別勤務手当	職名	支給額	異	千円	円	
	参事	8,000円				
	課長	6,000円				
	総務課庶務係長	4,000円				
宿日直手当	一般の宿日直	1回4,200円	同	千円	円	
寒冷地手当	世帯等の区分		同	3,598千円	62,500円	
	世帯主である職員					
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員				その他の職員
	17,800円	10,200円				7,360円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村 長	540,000 円	((参考)類似団体における最高/最低額			
	副 村 長	620,000 円)	763,000 円	/	384,000 円	
	教 育 長	510,000 円	(630,000 円	/	391,800 円	
		550,000 円)				
報 酬	議 長	470,000 円	(/		円
	副 議 長	500,000 円)	344,000 円	/	140,000 円	
	常 任 委 員 長	242,000 円	(279,000 円	/	115,000 円	
	議 員	260,000 円)				
期 末 手 当	議 員	188,000 円	(/		円
	副 議 長	204,000 円)	261,000 円	/	100,000 円	
	議 員	178,000 円	(
		192,000 円)				
退 職 手 当	村 長	170,000 円	((算定方式) (1期の手当額) (支給時期)			
	副 村 長	185,000 円)	給料月額 620,000 × 48 月 × 0.44 =	13,094 千円	任期毎	
	教 育 長			給料月額 550,000 × 48 月 × 0.26 =	6,864 千円	任期毎	
				給料月額 500,000 × 36 月 × 0.26 =	4,680 千円	任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

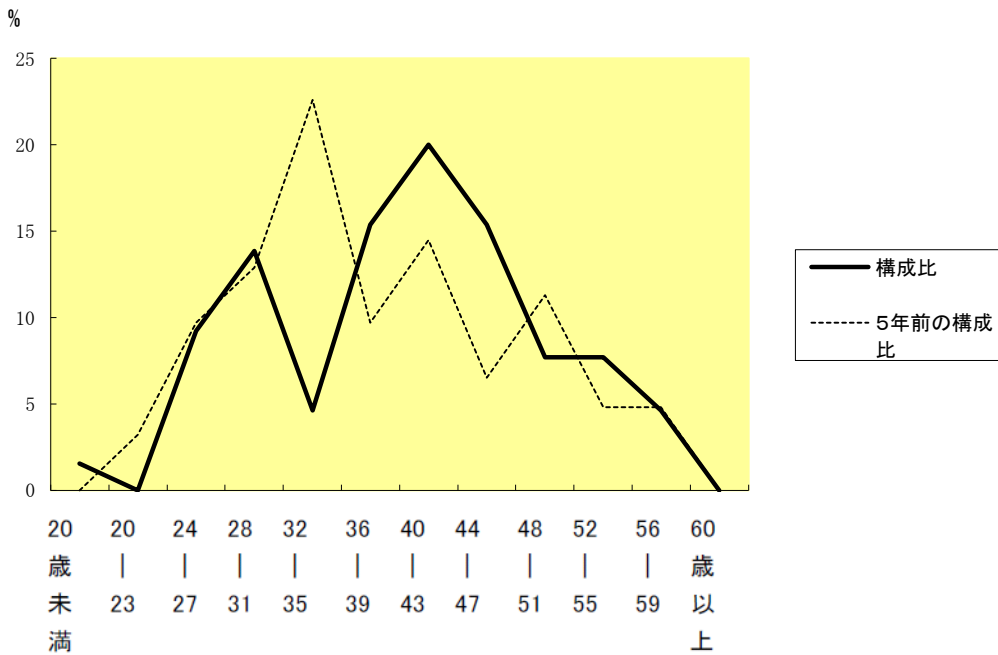
区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門		平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	49	49	0	
	計	49	49	0	
	教 育 部 門	8	8	0	
	消 防 部 門	0	0	0	
	小 計	57	57	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 183.57 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.99 人)
公 営 企 業 計 等 部 門		8	7	1	
	小 計	8	7	1	
合 計		65	64	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 214.3 人
		[77]	[77]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
28年度職員数	1	0	6	9	3	10	13	10	5	5	3	0	65
23年度職員数	0	2	6	8	14	6	9	4	7	3	3	0	62

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	48	48	49	49	49	50	2 (4.0%)
教育	9	9	9	9	8	8	-1 (-0.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計計	57	57	58	58	57	58	1 (1.8%)
公営企業等会計計	7	6	7	7	7	7	0 (0.0%)
総合計	64	63	65	65	64	65	1 (1.6%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。